

別 表

共 済 事 由		共済金給付額	添 付 書 類 等	申請書	
結婚祝金（会員が結婚）		30,000円	婚姻の届出をしたとき（婚姻のため退職し、3カ月以内に上記に該当するに至った者も含む） 受理証明書又は戸籍謄（抄）本の写し	その1	
出産祝金（会員又は配偶者の出産）		16,000円	死亡弔慰金が支払われる場合は除く 受理証明書又は戸籍謄（抄）本の写し		
就 学 祝 金	子の小学校入学	10,000円	会員の子が入学したとき、原則として、実子で、 会員と同一生計にある子をいう。 （養子、継子であって同居し、かつ、同一生計 にある場合も含む）在学証明書又は入学・就学 通知書の写し		
	子の中学校入学	10,000円			
成 人 祝 金	会員が満20歳	5,000円	戸籍謄（抄）本の写し		
還 暦 祝 金	会員が満60歳	5,000円	戸籍謄（抄）本の写し		
結 婚 記 念 祝 金	銀 婚 祝 25周年	10,000円	婚姻届を提出した日から25年・35年・50 年継続し、夫婦共に生存するとき 戸籍謄（抄）本の写し		
	珊 瑚 婚 祝 35周年	5,000円			
	金 婚 祝 50周年	5,000円			
勤 続 祝 金	事業所に就職してか らの勤続期間	10年	10,000円	会員が10年・20年・30年の期間勤続した場合 事業主の証明書	その2
		20年	20,000円		
		30年	30,000円		
死亡保険金・ 弔 慰 金	会 員 死 亡	※普通死亡（65歳未満）	100,000円	死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届	その1
		※普通死亡（65歳以上）	50,000円		
	配 偶 者 の 死 亡	不慮の事故による （※上記に加算）	50,000円	死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届 不慮の事故等証明書	
		交通事故による （※上記に加算）	100,000円	死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届又は 交通事故証明書	
	子 の 死 亡	配偶者の死亡	100,000円	死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届	
		子の死亡	40,000円	会員の子が死亡したとき、会員の同一生計にあ る子（実子・養子・継子） 妊娠7カ月以上で死産のとき及び出生日から1 4日以内に死亡した子も含む 死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届 死産の場合は、死産証明書でもよい	
親の死亡	12,000円	父母とは実・養・義・継父母をいう 死亡診断書等、戸籍謄（抄）本又は死亡届			
後 遺 障 害 見 舞 金	不慮の事故 〔1級～14級〕 交通事故障害 〔1級～14級〕（上記に加算）	150,000円 ～2,000円	指定医師の等級証明書又は後遺診断書 不慮の事故等証明書	その2	
		250,000円 ～6,000円	指定医師の等級証明書又は後遺診断書 交通事故証明書		
傷病休業保険金	休業 14日以上 30日未満	15,000円	医師の診断書等、休業期間が確認できるもの	その2	
	休業 30日以上 60日未満	30,000円			
	休業 60日以上 90日未満	35,000円			
	休業 90日以上120日未満	50,000円			
	休業120日以上	55,000円			
住 宅 災 害 保 険 金	火 災 等	全壊・全壊 損害程度が50%以上	100,000円	会員の持家、借家等で住民登録している場所 消防署発行の罹災証明書等	その2
		損害程度が30%～50%	70,000円		
		損害程度が20%～30%	50,000円		
		損害程度が20%未満	20,000円		
	自 然 災 害	全壊・流失	30,000円	新聞記載の場合は、証明書は不要 その他については、実態調査を実施 市町村発行の罹災証明書等	
		半壊	15,000円		
		一部損壊（最高）	3,000円		
床下浸水（最高）	15,000円				
同居親族死亡（1人当り）	10,000円	戸籍謄（抄）本			
永 年 在 会 金	会員の在会期間	10年	10,000円	会員が10年・20年・30年の期間互助会に 在会した場合 （証明書類不要）	その1
		20年	20,000円		
		30年	30,000円		
交 通 事 故 （ 会 員 ）	死 亡	100万円	警察の事故証明書及び医師の死亡診断書	その2	
	障 害（等級により）	100万円～4万円	警察の事故証明書及び指定医師の等級証明書		
	通 院（最高90日）	1日 750円	警察の事故証明書及び医師の通院証明書		